

4 三総契第 486 号  
令和 5 年 3 月 7 日

事業者 各位

三鷹市長 河村 孝  
(公印省略)

### 三鷹市契約約款の一部改正について

昨今の建設資材や人件費高騰の状況を踏まえ、事業者の資金調達の円滑化を図り経営環境強化に資するため、三鷹市契約事務規則等を改正し、前払金及び中間前払金の最高限度額を引き上げます。これに伴い、三鷹市契約約款を下記のとおり一部改正しますのでお知らせします。

#### 記

#### 1 対象約款

- (1) 三鷹市工事請負契約約款 (変更部分：第 35 条)
- (2) 三鷹市工事監理業務委託契約約款 (変更部分：第 27 条)
- (3) 三鷹市建築設計委託契約約款 (変更部分：第 33 条)
- (4) 三鷹市土木設計委託契約約款 (変更部分：第 34 条)
- (5) 三鷹市測量・地質調査委託契約約款 (変更部分：第 34 条)

#### 2 変更内容

- (1) 前払金の最高限度額

旧	新
1 億円	2 億円

- (2) 中間前払金の最高限度額 (工事請負契約約款のみ)

旧	新
5,000 万円	1 億円

※ 最高限度額は、前払金や中間前払金として支払う限度額を言います。

※ 前払金及び中間前払金の算出割合 (工事の前払金なら 4 割) に変更はありません。

#### 3 改正日

令和 5 年 4 月 1 日

問い合わせ先  
三鷹市総務部契約管理課契約係  
電話：0422-29-9172 (直通)